



港区生物多様性地域戦略

— 生物多様性みなとプラン —

平成30年度～平成32年度（2018年度～2020年度）

概要版



生物多様性とは、あらゆる生きものが、相互に関わりあいながら生きていることをいいます。地球では、生命が誕生して以来、40 億年という長い年月の間に、様々な環境に適応しながら、多くの種が生まれてきました。現在、地球上には、3,000 万種を超える生きものがいるといわれています。生物多様性条約では、生物多様性には、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルがあるとしています。

3 つのレベルの生物多様性

生態系の多様性

樹林、草地、川、海など、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていること。



種の多様性

いろいろな動植物や菌類、バクテリアなど、様々な種類の生きものが生息・生育していること。



遺伝子の多様性

同じ種の生きものでも遺伝子レベルでは、個体によって違いがあること。



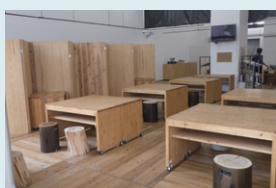
私たち人類も生物多様性の一員で、他のたくさんの生きものとつながり、食べ物や水など、生物多様性から得られる恵みを受けて生きています。生物多様性の恵みは、おおむね 4 つに分けることができます。これらは、「生態系サービス」ともよばれます。

身近な生物多様性の恵み（生態系サービス）

供給サービス

食べ物や燃料など私たちの暮らしを支えるもの

穀物、野菜、果物、繊維、木材、医薬品、石炭、石油



木材を活用しているエコプラザの様子

調整サービス

自然に作用し、環境を安定させる生命のいとなみ

気候・気象の安定、大気浄化、水質浄化、洪水抑制、疫病の制御



斜面を安定させている高輪地区の斜面林

文化的サービス

豊かなところや芸術、技術の根源

精神的充足、美的な楽しみ、地域性豊かな芸能や信仰などの伝統文化、自然と共生してきた知恵と伝統



落ち葉を使った遊び（港区緑と生きもの観察会）

基盤サービス

すべての生命の生存システム

水循環、土壌形成、栄養塩循環、光合成による酸素の生成

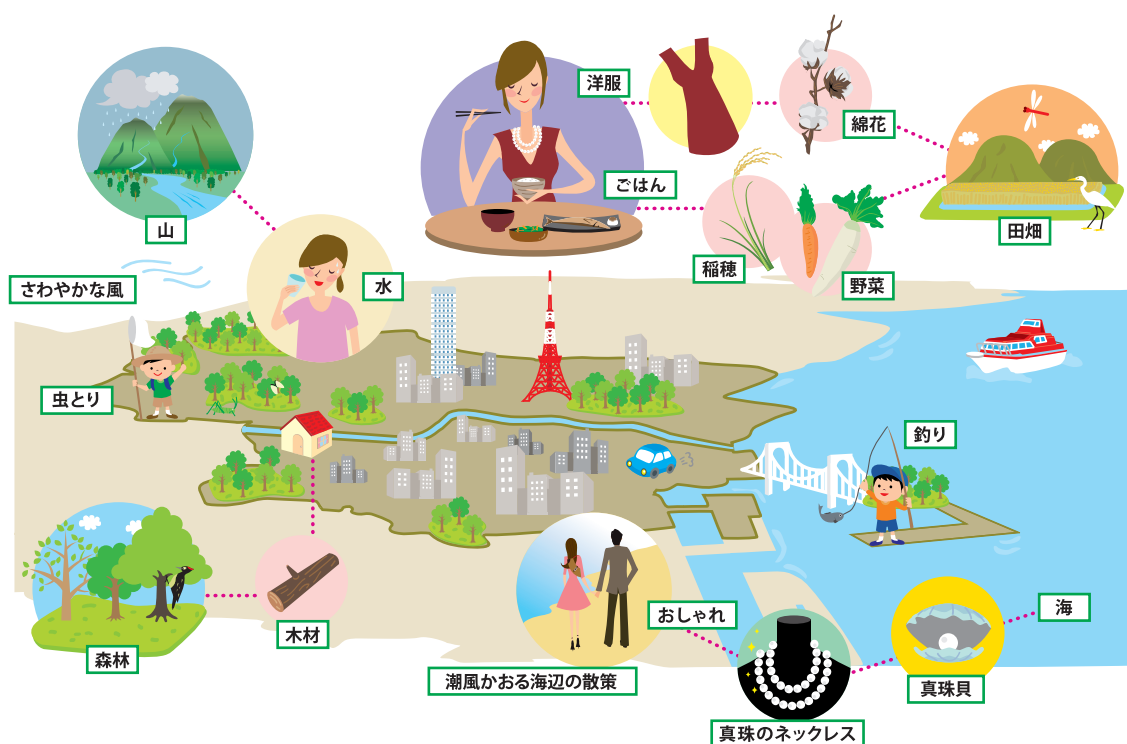


起伏に富んだ地形から生まれた亀塚公園の湧水

港区は、人口約 25 万人が暮らす住宅地であると同時に、23 区有数の商業地であり、観光地でもあります。また、大使館や外国人が多いなど国際都市でもあります。

地形は、台地から埋立地まで変化に富み、寺社や武家屋敷の跡地を中心に地域ゆかりの自然が残るまちです。しかしほとんどが市街地で、人々が自然と関わる機会は限られています。

港区の暮らしや仕事は、国内の農村地域や海外から供給されている食べ物、エネルギーなど、様々な物資に支えられています。私たちが快適に暮らせるのは、地球上の様々な自然や生きものたちがつくり出す生物多様性の恵みがあるからです。



未来の人々が、生物多様性の恵みを享受し、豊かな暮らしができるようにするためには、身近な自然はもちろん、地球上のすべての生物多様性を未来に引き継ぐ必要があります。

〈港区の自然〉

- 地 形：**西側の台地から海岸線の埋立地まで高低差があるなど、起伏に富んだ複雑な地形を形成しています。また、斜面の下部には、各所で湧水も見られます。
- 環 境：**都市でありながら、樹林や草地、池、川、海など、様々な環境があります。特に樹林や草地といった緑が多いことが特徴としてあげられ、こうした緑地の面積比を示す緑被率は 21.78% を占め、港区全域の約 5 分の 1 は緑で覆われていることになります。
- 生きもの：**平成 20 年～平成 21 年(2008 年～2009 年)に実施した「港区生物現況調査(第 2 次)」により、2,171 種の生きものが確認されています。ハシブトガラスなどの都市に適応した種や、アメリカザリガニなどの外来種が多く見られる一方で、ニホンウナギやキンランなどの絶滅危惧種も見られます。

「港区生物多様性地域戦略ー生物多様性みなとプランー」は、「生物多様性基本法」、「生物多様性国家戦略」及び「港区みどりを守る条例」に基づき、豊かな自然環境の象徴である動植物の生息・生育環境の充実を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を総合的に推進することを目的に、平成 26（2014）年 3 月に策定したものです。

対象区域は港区全域とし、目標期間は愛知目標に合わせ、短期目標期間を平成 26（2014）年度～平成 32（2020）年度までの 7 年間、長期目標期間を平成 26（2014）年度～平成 62（2050）年度の 37 年間としています。

「港区生物多様性地域戦略」と関連するスケジュール

年 度	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	～ ～	H62 2050	
港区生物多様性 地域戦略							短期目標年				
	短期目標期間（前期）				見直し	短期目標期間（後期）				長期目標年	
	長期目標期間										
港区基本計画					見直し						
世界・国の予定	愛知目標 国別報告						愛知目標 短期目標年			愛知目標 長期目標年	

「港区生物多様性地域戦略」中間見直しの背景

「港区生物多様性地域戦略ー生物多様性みなとプランー」では、区民や事業者、学識経験者など、様々な方々の意見を反映して、4つの目標と、12の行動方針、21の行動計画を策定し、平成 32（2020）年を短期目標年として、これまで取組を進めてきました。

平成 29（2017）年度は、短期目標期間である平成 32（2020）年度までの 7 年間の中間年次にあたることから、今回、これまでの効果の検証を行い、より実効性のある計画として運用するための見直しを行いました。

〈見直しの 3 つの考え方〉

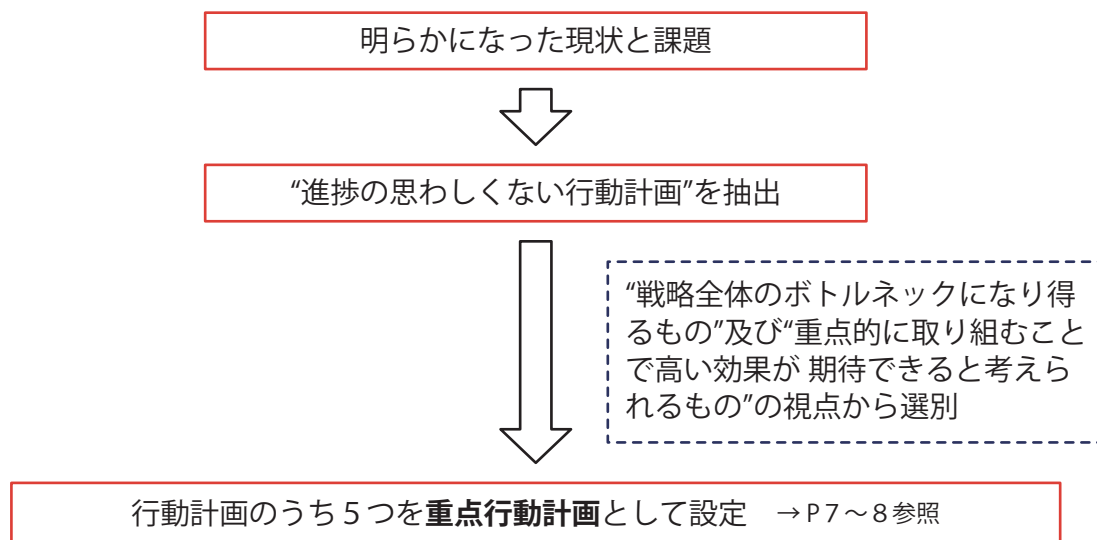
- めざす将来像の継承
- 目標 1～4、行動方針、行動計画の継承
- これまでの進捗状況を踏まえ、達成目標、各主体の役割、取組内容、事業予定について見直し

今回の見直しにあたり、取組の進捗状況を把握するための「情報収集」、区民・事業者の意識を把握するための「アンケート調査」及び公園等における現状を把握するための「現地確認（現地調査及びヒアリング）」を実施しました。

〈明らかになった現状と課題〉

- ◇ 生物多様性の言葉の認知度が、区民で約 7 割にとどまっている。
→ 認知度を上げるための効果的な普及・啓発
- ◇ FSC 認証、MSC 認証などの認証制度の認知度が低い。
→ 認知度を上げるための効果的な普及・啓発
- ◇ 外来種に関する理解度が伸び悩んでいる。外来種啓発看板の設置が遅れている。
→ 理解度を上げるための効果的な普及・啓発と、啓発事業の更なる推進
- ◇ 「港区みどりの活動員制度」及び「生物多様性みなとネットワーク」登録者（個人・団体）数が伸び悩んでいる。
→ 参加を促すための仕組みづくり
- ◇ 緑地の管理について、一部の区民・事業者で化学農薬が使用されている。
→ 緑地の正しい管理方針の提示
- ◇ ビオトープについて、維持管理方針にばらつきがあるため、協働による適切な維持管理を行うモデル事業の設定が遅れている。
→ ビオトープの正しい管理方針の提示

「港区生物多様性地域戦略－生物多様性みなとプラン－」平成 30 ～ 32（2018 ～ 2020）年度では、こうした現状と課題を踏まえて、“進捗の思わしくない行動計画”を抽出し、行動計画のうち 5 つを重点行動計画として設定しました。



まちの活気と生きものが共存して、
生物多様性の恵みに感謝し、
笑顔があふれているまち・みなと

2050年の港区は、生きものが暮らす自然があり、まちも活気に満ちています。

人々が身近に自然と親しみ、その恵みを感じられるまちには、自然に感謝する豊かな心が育まれ、笑顔あふれる日常があります。港区は、生物多様性を保全し、その恵みの持続可能な利用に取り組み、自然と共存する活力あるまち「みなと」をめざします。

2020年までに港区がめざす目標と達成イメージ ▶▶▶本編 30 ～ 33 ページ

短期目標

目標 1

生物多様性を学ぶ
機会が増え、
理解が浸透している

目標 2

生物多様性に配慮した
暮らし・仕事が
営まれている

目標 3

自然や生きものと
共存できる
まちづくりが進んでいる

目標 4

地域内外で協働の取組が
進み、まちの魅力が
高まっている

2020年の達成イメージ



生物多様性の大切さを、誰
もがよく理解しています。



商店には、認証商品など、
生物多様性に配慮された商
品が並び、消費者はそれを
選びやすくなっています。



公園やオフィスビルには郷
土の草木が育ち、様々な生
きものが暮らしています。
古川や運河、東京湾岸でも
生きものの保全・再生活動
が進められています。



近郊の里山や水源地域に行
って、米づくりや森林管理
の手伝いをするなど、活発
な地域交流があります。

目標 1

生物多様性を学ぶ機会が増え、理解が浸透している

行動方針

(1) 生物多様性について知ろう・伝えよう

- ▶ 港区の生物多様性に関する基礎データを収集し、様々な人々に、生物多様性の現状とその大切さを伝えていきます。

行動方針

(3) 生物多様性を保育や教育の現場で伝えよう

- ▶ 保育や教育の現場で、生物多様性を学び、自然と関わる可以增加する場を増やします。

専門家による学校への出前授業の様子（イメージ）

行動方針

(2) 自然とのふれあいを増やそう

- ▶ 自然とふれあい、暮らしと生物多様性とのつながりを学ぶ機会を増やします。



目標 2

暮らし・仕事に配慮した生物多様性がある

行動方針

(1) 暮らしから変えていこう

- ▶ 省エネルギー対策、3Rに積極的に取り組むほか、生物多様性に配慮された商品を購入するなど、暮らしの中で意識的に行動を変えていく必要があり、そうした暮らし方を促進します。

行動方針

(2) 生物多様性に配慮して働こう

- ▶ 生物多様性に配慮した事業の実施、社員教育や地域活動といった事業者の活動を促進します。



事業者との協働による行動メニュー作成の様子（イメージ）

目標 3

自然や生きものが暮らしと共存できるまちづくりが進んでいる

行動方針

(1) 身近な自然をつくり、つなげ、生きもののすみかを豊かにしよう

- ▶ 生きものの生息拠点となる緑地を、小規模な緑地や街路樹などでつなぎ、生きものが暮らしやすいエコロジカルネットワーク（生態系ネットワーク）をつくりまします。

行動方針

(2) 自然とのふれあいを増やそう

- ▶ 港区の貴重な自然を残し、生きものが利用できる空間を増やすために、貴重な自然環境の保全・再生や水質改善などによって生物多様性を豊かにしていきます。

行動方針

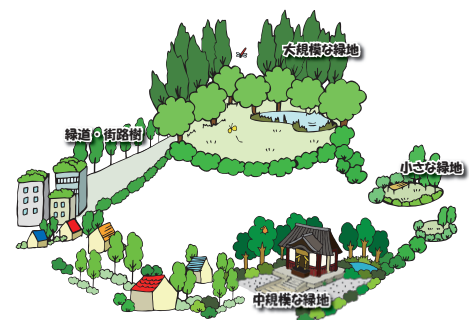
(3) 外来種による生態系への影響を防ごう

- ▶ 外来種に関する正しい理解を広め、正しい知識に基づく行動を促進していきます。

行動方針

(4) 生態系や気象などを調べ、自然環境の改善に役立てよう

- ▶ 区内の緑と水、生きものや気象などに関する現状と、経年変化を把握して、適切な対策を検討するため、生きものや自然環境に関する調査を継続して行います。



エコロジカルネットワークの概念図

目標 4

地域内外で協働の取組が進み、まちの魅力が高まっている

行動方針

(1) まちの生物多様性の恵みを活かそう

- ▶ 生物多様性に関する文化や伝統をまちの魅力として発信します。

行動方針

(2) 地域内外のつながりを強めよう

- ▶ 地域内外で多様な主体が交流できる場を設け、様々な主体と連携していきます。

行動方針

(3) みんなで活動をひろげ進めていこう

- ▶ 情報共有や協力体制をつくり、連携しながら、生物多様性をテーマにした活動をする団体や参加者を増やしていきます。



協働による地域活動の様子（イメージ）

行動計画と取組内容

目標	行動方針	行動計画※
1 生物多様性を学ぶ機会が増え、理解が浸透している	(1) 生物多様性について知ろう・伝えよう	1-(1)-① 生物多様性に関するデータの蓄積と普及・啓発の推進
	(2) 自然とのふれあいを増やそう	1-(2)-① 学びの機会の創出
		1-(2)-② 自然と気軽にふれあえる場所の整備
2 生物多様性に配慮した暮らし・仕事が営まれている	(3) 生物多様性を保育や教育の現場で伝えよう	1-(3)-① 保育施設・教育機関への支援
	(1) 暮らしから変えていこう	2-(1)-① 生物多様性に配慮した暮らしの促進
3 自然や生きものと共存できるまちづくりが進んでいる	(2) 生物多様性に配慮して働こう	2-(2)-① 生物多様性に配慮した仕事と働きかたの促進
		3-(1)-① 生きものに配慮したまちづくりの推進
	(1) 身近な自然をつくり、つなげ、生きもののすみを豊かにしよう	3-(1)-② 公園・緑地など身近なみどりを活かした、生きもののすめる環境の整備
		3-(2)-① 生物多様性を高める自然環境の保全・再生
		3-(2)-② 重要な自然環境の保全
		3-(2)-③ 自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものの選定
		3-(2)-④ ビオトープの創出と適正な維持管理の推進
		3-(2)-⑤ 健全な水循環系の保全・構築と水辺の水質改善
	(3) 外来種による生態系への影響を防ごう	3-(3)-① 外来種の侵入・拡散の防止
	(4) 生態系や気象などを調べ、自然環境の改善に役立てよう	3-(4)-① 自然環境に関する調査の継続と区民参加型調査の充実
		4-(1)-① 生物多様性を楽しみながら学べるスポットの紹介
4 地域内外で協働の取組が進み、まちの魅力が高まっている	(1) まちの生物多様性の恵みを活かそう	4-(1)-② 生物多様性を象徴するまちの“自慢”の創出
		4-(2)-① 地域内の交流・連携の促進
	(2) 地域内外のつながりを強めよう	4-(2)-② 地域を超えた交流・連携の促進
		4-(3)-① 生物多様性の情報の収集・発信と学習拠点の整備
	(3) みんなで活動をひろげ進めていこう	4-(3)-② 多様な主体の連携組織の設置と各主体の活動の促進

※ 〇、△、□、◇は重点行動計画を示します。

重点行動計画 における新たな 取り組み内容

【行動計画 1-(1)-①】(本編 P40-41)

生物多様性の理解と普及方法を体系的に整理し、「食」、「子ども・子育て」、「働きかた」の3つの身近な視点から普及・啓発に力を入れます。更に、地域や世代など、ターゲットに応じた普及・啓発を新たに進めていきます。

【行動計画 2-(1)-①】(本編 P48-49)

F S C 認証やM S C 認証など、生物多様性に配慮してつくられた商品やサービスの認証制度を区ホームページ、啓発ポスターやちらしの配布、イベント等でのパネル展示で紹介し、その購入を推奨します。区出版物にF S C 認証取得用紙を使用し、説明を載せるなど、積極的に紹介します。

取組の内容	本編 掲載頁
[生物多様性の理解と戦略の幅広い周知の促進] [生物多様性に関する基礎データの公表] [港区の自然情報に関する冊子等による情報提供の推進] [ウェブサイトによる情報提供の推進]	P40
[自然とのふれあいの機会の創出] [食を通じた自然の大切さの理解の促進] [生物多様性を学ぶ畑づくり講習会] [生物多様性を学ぶ体験学習農園事業の実施]	P42
[生きもののすめる公園整備] [公園緑地の生物に配慮した管理の促進] [運河や古川の親水環境の向上]	P44
[「ビオトープ管理の手引き」の配布・普及] [出前授業やアドバイスなど、保育施設・教育機関を支援する専門家の派遣]	P46
[生物多様性に配慮した行動メニューの提示] [区民に向けた生物多様性に配慮した製品や企業の紹介]	P48
[「事業者向け生物多様性行動メニュー」の作成と普及] [優良事例の表彰制度の創設]	P50
[エコロジカルネットワークの評価手法の検討] [生物多様性を向上させるガイドラインの普及] [生物多様性の向上に役立つ、建築やまちづくりの誘導] [生物多様性に配慮した施設整備と維持管理の優良事例の表彰と普及・啓発]	P52
[植栽場所と植栽する植物の検討] [生きものの生息状況のモニタリング] [化学農薬を使わない緑地管理の推進]	P54
[生物多様性を高める自然環境の保全・再生] [重点箇所における生物現況調査]	P56
[区内樹林地の保護] [天然記念物や特定植物群落の保全]	P58
[自然環境の保全・再生のシンボルとなる生きものの選定と普及・啓発]	P60
[ビオトープの創出] [ビオトープの維持管理・運営の促進、学習会の開催] [ビオトープづくりと適切な維持管理を促進するための支援]	P62
[雨水浸透施設の設置と湧水地の保全] [水辺の水質改善]	P64
[外来種の侵入と拡散の防止に関する普及・啓発]	P66
[自然環境に関する各種調査の継続] [区民参加型調査の充実]	P68
[地域の生物多様性スポットの情報収集と紹介]	P70
[生物多様性の恵みを象徴するまちの“自慢”の創出]	P72
[「生物多様性みなとフォーラム」の開催] [事業者との連携事業の推進] [自然教育園との連携の促進] [大使館との生物多様性に関わる連携事業の実施]	P74
[森林資源の豊かな自治体や東京湾岸自治体等との連携] [都、周辺区との連携] [国際的な連携]	P76
[生物多様性に関する情報収集・発信のための学習拠点の整備及び環境学習施設等の活用]	P78
[活動する人材の育成と支援] [「生物多様性みなとネットワーク」の設置と運営] [各主体が連携して行う事業の促進]	P80

【行動計画 3-(2)-④】（本編 P62-63）

「ビオトープ管理の手引き」を配布し、内容についての講習会を実施するとともに、管理者に対し、ビオトープごとの目標像やコンセプト、それに応じた管理方針を提案します。ビオトープをフィールドとした観察会や勉強会を開催し、ビオトープの活用方法を提示します。

【行動計画 3-(3)-①】（本編 P66-67）

区立公園の池に、外来種を放さないように注意を喚起する看板設置の取組を強化します。区立公園の池をフィールドとして、外来種を観察しながら周知啓発を図るための勉強会や、管理者を対象とした講習会を実施します。

【行動計画 4-(3)-②】（本編 P80-81）

事業者が地域に開かれた活動をした、り、企業とNPOが連携して学校を支援するなど、様々な主体による連携事業を、事例紹介などを通じて促進します。また、生物多様性みなとネットワーク会員発案の連携事業を強化させます。

推進体制と進捗管理

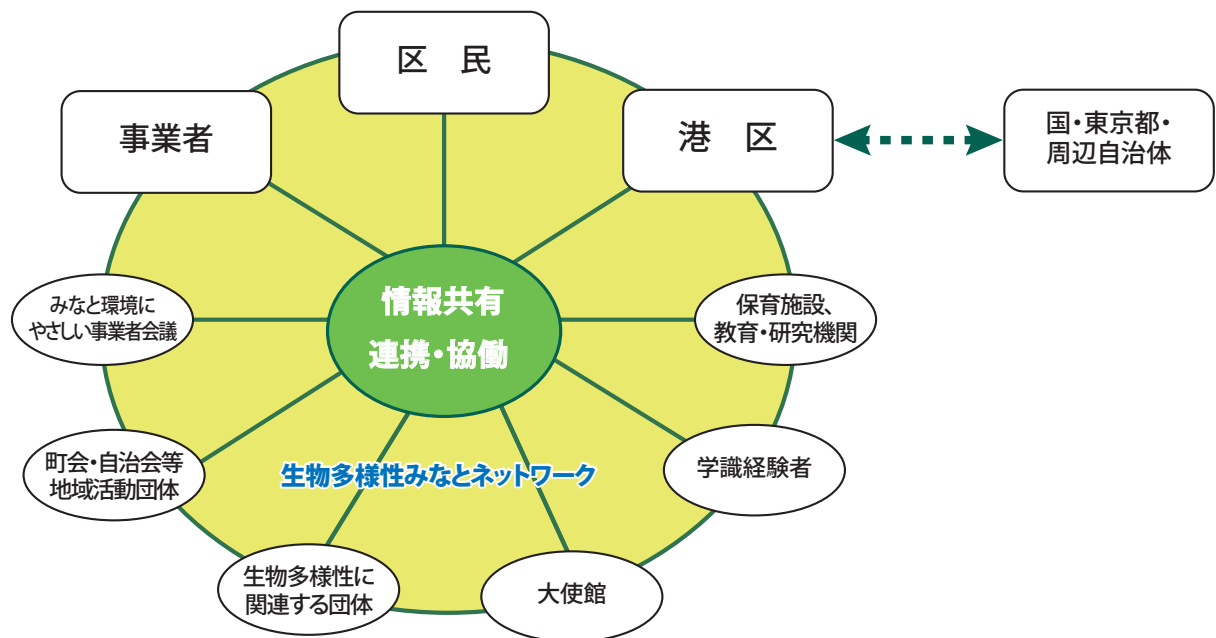
(1) 様々な主体の連携と協働による取組の推進

「港区生物多様性地域戦略」を実現するためには、区だけではなく、在勤・在学者を含む区民や事業者、保育施設、教育・研究機関、学識経験者などが、それぞれの役割を十分認識し、相互に連携・協働して、生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組を進める必要があります。

(2) 生物多様性みなとネットワークの運営

区は、生物多様性に関係する主体を横断的につなぐ役割を担います。

区、区民、事業者、保育施設、教育・研究機関、学識経験者、その他の多様な主体が情報を共有し、協働して事業を実施する組織である「生物多様性みなとネットワーク」を運営し、各主体の自主的な取組や、相互に連携・協働して行う取組を促進します。



(3) 区の推進体制

区は、「港区生物多様性地域戦略」の実現に向け、関係部署が連携、協力して取組を推進します。

事業実施に当たっては、区の関係部署で構成する「港区みどりの検討委員会」において関係部署間の調整を行うとともに、区民、学識経験者、事業者などで構成する「港区緑と水の委員会」からの専門的な助言なども活かし、総合的・効率的に事業を実施していきます。

(4) 国、都、周辺自治体、区外の人々との連携

区は、国や東京都、周辺自治体と情報共有、技術支援などについて連携と協力を図ります。

特に、東京都は、都立公園、古川、運河など、生きものの生息・生育環境となる主要な緑地や水面を管理していることから、緑地や水辺環境の保全について連携・協力を図ります。

また、隣接する千代田区、中央区、江東区、品川区、渋谷区及び新宿区、東京都湾岸に位置する大田区と江戸川区とも情報共有化を図り、連携していきます。

(5) 各主体の役割

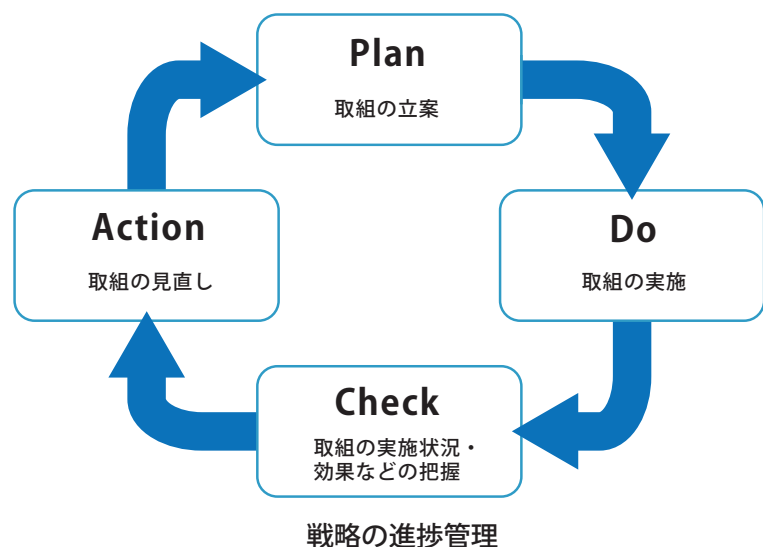
区の主な役割	◇「港区生物多様性地域戦略」の実現に向けた取組の推進 ◇「生物多様性みなとネットワーク」の運営 ◇生物多様性の大切さの普及・啓発と、様々な主体による活動の促進 ◇エコロジカルネットワークに配慮したまちづくりの推進 ◇国・東京都・他自治体や関連機関への働きかけと協力 ◇「港区生物現況調査」の定期的な実施
区民の主な役割	◇生物多様性の恵みとその大切さの認識 ◇生物多様性に配慮したライフスタイルの実践 ◇子どもたちへの自然の大切さの伝承 ◇自然や生きものとのふれあいの場への参加 ◇生物多様性の保全活動や、地域の自然再生活動への参加
事業者の主な役割	◇生物多様性に配慮した事業活動の推進 ◇事業所内外での生物多様性の普及・啓発の促進 ◇事業所における生物多様性の保全活動の実施 ◇地域の自然再生活動への参加と支援
保育施設、教育・研究機関の主な役割	◇自然との関わりをもたせた遊びや教育活動の推進 ◇生物多様性に関する教育と普及・啓発 ◇生物多様性に配慮した活動を主体的に行う人材の育成と技術開発 ◇敷地内や地域の生物多様性に関する保全活動の実施や参加
生物多様性に関連する団体の主な役割	◇地域の生きものや環境に関する情報の収集や発信 ◇生物多様性の保全活動に取り組む人材の育成 ◇地域での自然教育と体験学習の機会の創出 ◇生物多様性に配慮した暮らしや経済活動に関する取組の推進

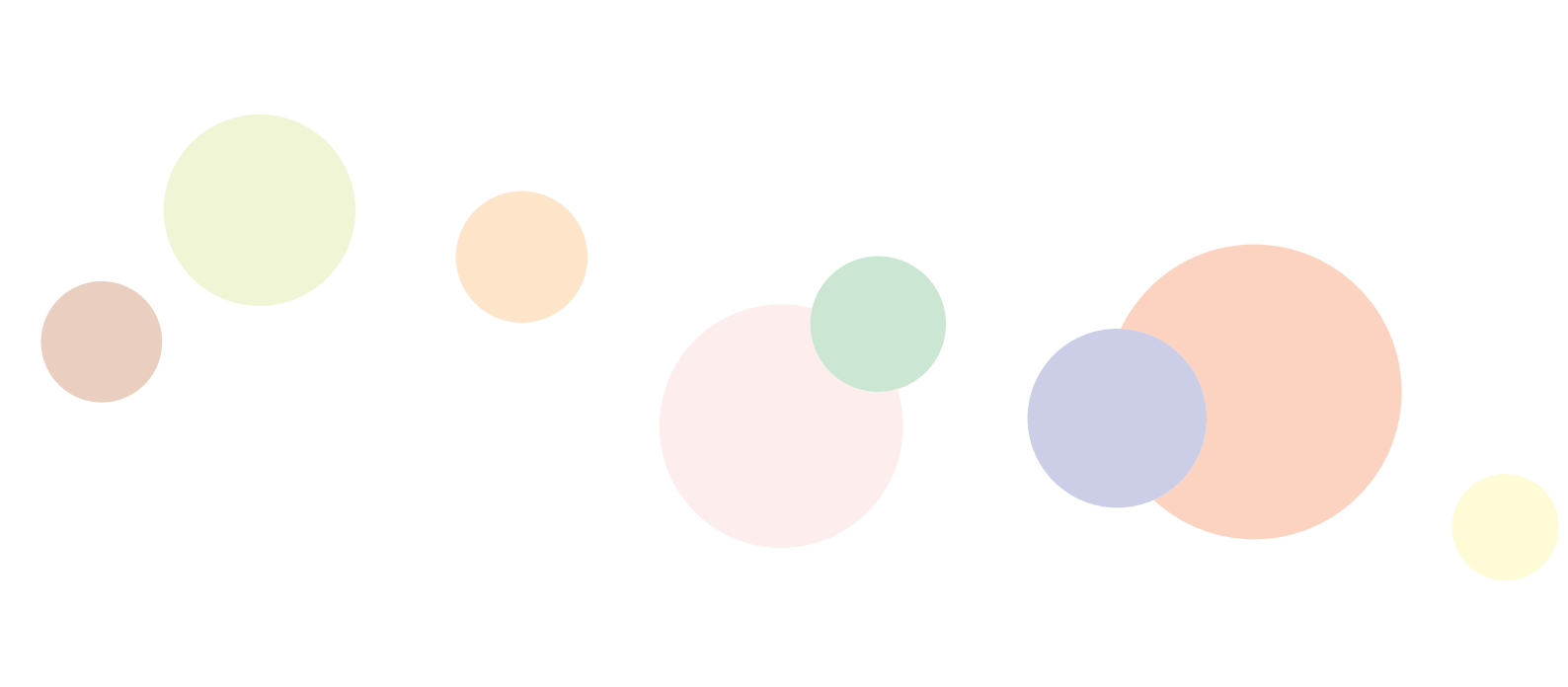
(6) 進捗管理

この戦略の進捗管理は、P D C Aサイクルにより継続して行います。

区の関係部署で構成する「港区みどりの検討委員会」において毎年度進捗管理を行い、調整を図りながら効率的に事業を実施していきます。

進捗管理に当たっては区民・学識経験者などで構成する「港区緑と水の委員会」の専門的な助言を生かしていきます。また、結果については、「港区緑と水の委員会」、「生物多様性みなとネットワーク」にも情報提供していきます。





まちの活気と生きものが共存して、
生物多様性の恵みに感謝し、
笑顔があふれているまち・みなと

港区生物多様性地域戦略ー生物多様性みなとプランー
平成 30 年度～平成 32 年度（2018 年度～2020 年度）
の全文は、区ホームページでご覧になれます。

<http://www.city.minato.tokyo.jp>

刊行物発行番号 29326-5611

編集・発行

港区 環境リサイクル支援部 環境課
〒105-8511 港区芝公園1丁目5番25号
電話：03-3578-2111（代表）